

【研究論文】

動作法における重度・重複障がい者と 援助者との相互交渉の変容

石田 基起*・小田 浩伸**・清水 謙二***

キーワード：重度・重複障がい 動作法 相互交渉 基礎的コミュニケーション

要約：本研究は、ことばでのやりとりや他者と共有・共同して活動することが難しい26歳の重度・重複障がい者に動作法を適用し、動作課題における相互交渉の変化と、課題設定場面及び日常生活場面における相互交渉の変化との関連について検討することを目的とした。その結果、動作法における動作を通した相互交渉において、対象者と援助者の共有・共同動作が成立してきたことに伴い、課題設定場面や日常生活場面においても対象者から援助者への主体的な関わりの増加や、双方の意思が共有できる関係性の進展がみられてきた。このように、動作を通した相互交渉によって他者との基礎的なコミュニケーション関係の基盤ができてきたことから、動作法は重度・重複障がい者との相互交渉を促進するための有効なコミュニケーション援助法になり得ることが示唆された。

1 問題・目的

「重度・重複障害児に対する学校教育の在り方」（特殊教育の改善に関する調査研究会、1975）によって、重度・重複障害とは、学校教育法施行令第22条の3に規定する障害（視覚障害、聴覚障害、知的障害、肢体不自由、病弱）を2つ以上併せ有する者を言うことと定義されている。さらに、発達の側面からみて、「知的発達が著しく、ほとんど言語をもたず、他者の意思の交換及び環境への適応が著しく困難であって、日常生活において常時介助を必要とする程度の者」、行動的側面からみて、「破壊的行動、多動的傾向、異常な習慣、自傷行為、自閉的傾向、その他の問題行動が著しく、常時介助を必要とする者」の観点も付加されている。

重度・重複障がい児者を対象とした先行研究の多くは、コミュニケーションをトピックとした研究である。代表的な理論研究として、鯨岡（1990、1997、1998、2000）は、「主として対面する二者の間において、その心理的距離が近いときに、一方または双方が気持ちや感情の繋

*大阪府立堺支援学校大手前分校

**大阪大谷大学教育学部

***大阪府立佐野支援学校

がりや共有を目指しつつ、関係を結ぼうとする様々な営み」を原始的コミュニケーションとしてとらえ、その観点の重要性を述べている。そして、原始的コミュニケーションにおける「原始的」とは、発達の初期段階に現れてくるという意味であると同時に、理性的コミュニケーションがそこから立ち現れる基盤という意味であり、さらに二者間のコミュニケーションの基底をなすものという意味も併せ持っていることを指摘している（鯨岡、2000）。しかし、実際の活動においてどのような活動を設定し、どのような活動を行えば関わりが深まっていくかについての方法論については言及されていない。

心身の緊張や情動の自己制御、動作の自己制御体験をねらいに、非言語的なコミュニケーション方法である動作を媒介とした心理的援助法として動作訓練法（動作法）が提唱されている（成瀬、1973）。成瀬（1984）は、「からだをとおして他者が自己へ課題動作をせまるコミュニケーション構造」としてモデル図を示し、課題動作に子どもが取り組む場面を、子どもと指導者の相互交渉の場面として捉えている。動作法を相互交渉の観点から考察している研究として、鼻地（1991）は、重度の肢体不自由児の事例を通して、動作課題を遂行していく中で、子どもの自発的な動きを手掛かりに相互交渉を展開していくと、相互交渉（やりとり）の進展とともに動作の改善も図られていったという報告をしている。また、重橋（1996）は、実践事例を通して、「外界の受容と姿勢の調整の関係で重度重複障がい児をとらえ、働きかけることで、今までわかりにくかった子どもの意図性が明確になり、ここに関わる援助者との原始的コミュニケーションが芽生え始めた」と報告している。さらに、徳永（1995、1996）は、重度の肢体不自由と知的障がいがあり、アイコンタクトも難しく、自発的な動きが手にしかみられない子どもに対して、腕上げ動作課題をしていく中で、相互交渉が成立し、子どもの表情や対人的な働きかけを自発してきたと報告している。重度・重複障がいではないが、知的障がいがありコミュニケーションに課題のある子どもを対象に、動作を手がかりとした対人的相互交渉の進展と行動変容について検討した研究も報告されている（笹川・小田・井上・藤田、1996）。これらの先行研究から、ことばによるコミュニケーションが難しい重度・重複障がい者においても、動作法によるからだや動作を通した非言語的コミュニケーションを丁寧に展開していくと、他者との原始的コミュニケーションが芽生え、援助者との意図の共有が可能になっていくものと考えられる。動作法における相互交渉による意図の共有等の基礎的なコミュニケーションの構築が、他の場面での相互交渉や基礎的コミュニケーション関係に影響を及ぼしていくかの研究・検証はまだ十分になされていない。

以上のことから、本研究では、ことばや身振り、絵カード等のコミュニケーション手段で意思を伝え合うことが困難な重度・重複障がい者に動作法を適用し、動作法における相互交渉の変化と、課題設定場面及び日常生活場面における相互交渉の変化との関連について検討し、動作法が重度・重複障がい者との基礎的コミュニケーション関係を構築していく援助法になり得

るかについて考察することを目的とした。

2 方法

(1) 対象者の実態

対象者は、障がい者作業所に勤務する 26 歳の成人男性で、療育手帳及び身体障害者手帳を取得していた。3 歳から心理リハビリテーションキャンプや毎月行われる動作法の会に定期的に参加していたが、今回のキャンプ参加は 2 年振りであった。行動の特徴としては、自由に歩くが目的ではなく、視覚情報に左右され、同じ行動を繰り返していること多かった。一度手にしたものを離したり渡したりすることが難しく、やりとりや力のコントロールが難しい状態であった。

コミュニケーション面については、ことばでのやりとりは成立せず、また、他者との関わりに関心を示すことは殆どなく、他者と共有共同して活動することは難しかった。

母親から聴取した内容からは、母子関係においても何を意図しているのか理解が難しい面が多いとのことであった。

姿勢・動作面では、どの姿勢も保持しておくことは難しく、全体的に緊張は強く常に動いている状態であった。坐位では、右肩が上がり、頸に過度な力が入り、左上方をむいていることが多かった。その際には、股関節の緊張も強く、両手を胸の位置で握り力を入れた状態で座っていた。あぐら坐位姿勢以外の姿勢への変換を強く拒む様子がみられた。また立位では、手や腕に力を入れた状態で重心が高い状態で立位・歩行していた。左足が回内し、右足重心で立っている状態であった。歩行時は、右足への重心移動が難しく、脚をあまり上げずに歩行していた。

(2) 援助期間及び形態

本事例は、日本リハビリテーション心理学会が認定する 5 泊 6 日の心理リハビリテーションキャンプで実施されたものである。心理リハビリテーションキャンプの構成員は、トレーニー、保護者、スーパーヴァイザー、トレーナー、サブトレーナーである。トレーニー、保護者の参加は母のみ、筆者は対象者の担当トレーナーとして参加した。

心理リハビリテーションキャンプのスケジュールは、1 日につき朝の会、3 回の食事、3 回の動作法セッション、トレーナー研修、親の会、集団療法、トレーナーミーティングによって構成されていた。動作法は 1 セッションあたり 50 分間であり、期間を通して合計 15 セッション実施した。また、1 日の中での 3 セッション目の終盤には、保護者に動作法の様子を見せたり、保護者と実際に動作課題を行ったりすることにより、セッションの経過やトレーニーの適

切な関わり方について保護者に簡潔にフィードバックする時間を15分ほど設けた。

また、動作法に並行して対象者と援助者による設定課題場面が、キャンプ中に計5回設定された。

(3) 動作法のねらいと動作課題の内容

1) 軀幹ひねり課題では、からだに注目し十分に軀幹のリラクゼーションができることをねらいとした。

2) 膝立ちでの落とし腰からの立ち上がり課題では、腰を動かす共有共同動作の体験をねらいとした。

3) 立位での膝のまげ伸ばし課題では、膝をまげる、止める、伸ばす動作のコントロールをねらいとした。

(4) 設定課題の内容

設定課題の内容は次の通りであった。

1) 「呼名」課題は、両者が向かい合わせで床に座った状態で呼名し、対象者の反応を記録した。

2) 「握手」課題は、両者が向かい合わせで床に座った状態で援助者が手を目の前に出したときの対象者の反応を記録した。

3) 「ものの受け渡し」課題は、援助者と向かい合って坐り、対象者が興味を持っているものを活用して、ものを受け取る、渡す等の反応を記録した。

(5) インテーク時の設定課題場面の様子

辺りをきょろきょろと見回して確認し、援助者と対面して座って待つことが難しく、何度も立ち上がってその場から離れようとしていた。呼名や握手に対する反応は全く見られず、視線を合わせることはなかった。ものの受け渡しにおいても援助者と視線は合わせず、奪い取るように取って投げてしまう等、相互交渉の成立は難しい状態であった。

(6) 倫理的配慮

本研究の目的、個人情報保護等について、保護者に説明した上で研究発表の承諾を得た。

3 結果

結果は動作法（全15セッション）の経過を3つの時期に分け（表1）、それぞれの時期にお

表 1 時期区分と各時期の概要

時期の区分		各時期の概要
第Ⅰ期	1 ss～5 ss	援助を受け入れて側臥位や坐位の課題姿勢を取れるようになり、十分なリラクゼーションができるようになってきた時期
第Ⅱ期	6 ss～11 ss	援助者や自分のからだに注目し、力を入れる-抜く動作を共有していくことができた時期
第Ⅲ期	12 ss～15 ss	膝立ち及び立位課題で能動的なコントロールができるようになってきた時期

ける動作法による相互交渉の変化と課題設定場面での行動及び日常生活場面での相互交渉の変化とを対比した（図 1）。

〈第Ⅰ期（#1～#5）〉

援助を受け入れて側臥位や坐位の課題姿勢を取れるようになり、十分なからだのリラクゼーションができるようになってきた時期

動作法の導入期はリラクゼーション課題を中心に行った。躯幹のひねり動作課題では、対象者に対して「側臥位になるよ」という要請をことばで伝えたが反応はなく援助者に視線を向けることはなかった。そのため、対象者の背後に位置し、肩に手を添えて側臥位姿勢へと変換するよう動作で意図を伝えようとしたが対象者は援助者の手を避けたり、その場から離れようとした。そこで、臥位姿勢になることへの不安感が強いと考え、まずは坐位姿勢を取っている対象者の後方からからだを密着させた状態で一緒にゆっくりと臥位姿勢になるように誘導していった。そして、課題姿勢である側臥位の姿勢までを密着しながら一緒に取っていった。こうし援助を繰り返す中で、対象者はスムーズに側臥位姿勢までを一緒に取れるようになってきた。しかし、側臥位姿勢になっても、躯幹ひねり課題の動作援助を受け入れることは難しく、動作援助と逆の方向に力を入れて反発的な動きになる状態が続いていた。そのため、対象者の逆の動きを受け止めながらも、再度力を抜いてく方向を提案する動作援助を行っていく中で、徐々に動作援助の部位や方向に注目できるようになり、動作を通したやりとりが継続できるようになってきた。そして、動作援助している肩周辺と力を抜いていく方向に注意を向けて、援助に合わせて力を抜いていく努力ができるようになってきた。こうした動作援助に合わせて力を抜いていく実感と援助者による賞賛のことばが一致するようになり、一連の課題遂行が一定継続してできるようになってきた。

膝立ちでの落とし腰からの立ち上がり動作課題や立位での膝のまげ伸ばし動作課題では、当初は課題姿勢を取って保持することが難しく、姿勢がすぐに崩れてしまい、動作援助や意図を共有することはできなかった。この時期の最後のセッションでは、動作援助と合図に一瞬であ

るが視線を合わせることができるようになってきた。

この時期に行われた課題設定場面では、課題開始まで歩き回することは少なかったが、課題が始まると立ち歩いて集中することは難しかった。2日目に行われた課題設定場面では、呼名に対して視線を向けるようになってきた。日常生活場面では、集団療法において活動を待つ間、立ち上がって動き回ったり、上体を前後に動かし床を叩く常同的な行動が頻繁にみられていた。2日目の集団療法場面では、援助者が声かけすると常に動いている手の動きを止める場面がみられた。

この時期に行われたトレーナーミーティングでは、膝立ちでの落とし腰からの立ち上がり動作課題が対象者主体ではなく援助者主体になっていることから、対象者主体の動作になるように具体的な援助方法についてSVから助言を受けた。具体的には、左右重心が均等に乘っているかの確認、からだを直状態にした状態から援助をスタートすること、対象者が動かしているときは援助の手を離して、対象者が動かしている実感が持てるようにし、主体的な動作努力がみられたときは、ことばと動作を通して賞賛することを学び、第Ⅱ期につなげていくことになった。

〈第Ⅱ期（#6～#11）〉

援助者や自分のからだに注目し、力を入れる一抜く動作を共有していくことができるようになってきた時期

動作法においては、躯幹ひねり動作課題での援助の受け入れはスムーズになり、また、援助者が替わっても動作援助を受け入れてやりとりができるようになるなど、動作援助に合わせて力を抜いていくことが安定してできるようになってきた。膝立ちでの落とし腰からの立ち上がり動作課題では、動作のはじまりと終わりを明確にしめしながら、対象者が動かすまでを援助し、動かし始めたら援助を外すことを心がけていった。そして、対象者の主体的な腰の動きがみられるようになり、落とし腰から直姿勢に戻す動きができるようになってきた。その動きの際に、股関節の屈方向と足首に強い緊張が入ってくることを確認されたことから、股関節と足首のリラクセーションによって腰の動きがよりスムーズになるのではと考えた。そこで、仰臥位での足首弛めとあぐら坐位での前屈による股関節の弛め課題を行った。その効果もあって、落とし腰からの立ち上がり課題が安定してできるようになり、動作ができた際に、「ばっちり、まるです」と賞賛すると対象者は顔を援助者へ向けるようになってきた。立位での膝のまげ伸ばし動作課題では、課題姿勢を取ることができなかった第Ⅰ期から、第Ⅱ期では立位姿勢は取れるようになるが、両脚を揃えてまげ伸ばしすることが難しく、左右の重心が偏った状態でのまげ伸ばし動作になっていた。

この時期に行われた課題設定場面では、呼名のみでなく、握手や物の受け渡しの際にも視線を向けるようになってきた。また握手には手を出して応じるようになってきた。日常生活場面

や集団療法場面では、活動を待つ間、援助者の手を取って股関節や耳に手を持って行ったり、視線を合わせたり援助者の様子に興味を持って関わるようになってきた。また、周りにあるものを見つけるとすぐに手を伸ばして取りにいたり、援助者以外の人を気にすることもあり、周りへの関心が多様になってきた。

〈第Ⅲ期（#12～#15）〉

膝立ち及び立位課題で能動的な動作コントロールができるようになってきた時期

動作法では、躯幹ひねり動作課題により十分な全身のリラクセーションが進んできた。当初は課題姿勢までが取れなかった母親も躯幹ひねり課題ができるようになるなど、動作課題や援助者の受け入れがスムーズになってきた。そして、第1セッションではできなかった「横になって」の声かけと少しの動作誘導で、自ら側臥位を取ることができるようになってきた。また、あぐら坐位での上体反らせ課題においても援助者に身体を任せて弛めていく能動的な努力ができるようになり、双方の視線が合うことが増えてきた。膝立ちでの落とし腰からの立ち上がり動作課題においても、「まげー止めるー伸ばす」の動作援助や合図に合わせて動作をコントロールして行えるようになってきた。立位での膝のまげ伸ばし動作課題では、対象者が両脚均等に重心を乗せることができるようになり、両脚を揃えて膝のまげ伸ばしができるようになってきた。そして、援助に合わせて動きを止め少しずつ「まげー止めるー伸ばす」動作コントロールができるようになり、援助者の意図を共有したり察したりしながら行えるようになってきた。動作課題を行った後に援助者に視線を向けて賞賛を待つ様子もみられるようになってきた。

この時期に行われた設定課題場面では全ての課題において援助者と視線を合わせて取り組むことができるようになってきた。また、援助者ではない周りの人からの呼名や握手にも応じるようになってきた。ものの受け渡しでは、相手に渡すことは難しいが、援助者をしっかりみて受け取ることはできてきた。日常生活場面での様子では、活動を待っている際には、援助者に自ら関わり、援助者の手を取って股関節や耳へ持っていたり、笑顔をみせていた。模様をつける活動では、能動的に手を伸ばして積極的に活動に参加する様子がみられた。腕が下りて顔が上がり、全身がリラックスした歩容になってきたり、援助者以外の人にも手を握って関わる相互交渉場面が増えてきた。最終日の効果測定では、当初は難しかった効果写真の撮影の場所へのスムーズな移動ができるようになった。また、どんな姿勢の写真を撮るのか援助者が対象者に伝えたと、意図を共有し、スムーズに姿勢を変換し、撮影をその場で待つことができていた。キャンプ終了後心身の安定した状態が続いていると保護者から報告があった。

4 考察

動作課題における相互交渉の変化と、課題設定場面及び日常生活場面における相互交渉の変化との関連について

第Ⅰ期における動作法による相互交渉では、援助者を受け入れることと、動作課題を受け入れることの両面の課題が生じていたと考えられる。まず、援助者によるからだを密着させた動作援助が対象者にとって安心感を持ち、援助者を受け入れるようになったものと考えられる。しかし、動作課題の受け入れには、対象者は援助の意図がわかりにくく、急に姿勢変換を求めてきたり、からだに力を加えてくる体験に戸惑いが大きかったものと推察される。そのため、注目する部位や動作援助の方向を明確に示すことと、双方向のやりとりを重視していくことによって、動作を通したやりとりが継続できるようになり、援助の意図や動作の実感が得られてきたことが動作課題の受け入れにつながってきたものと推察される。こうした援助者と動作課題の受け入れの経過の中で、動作法を通した相互交渉が促進され、対象者と援助者の基礎的なコミュニケーション関係が構築されてきたものと考えられる。こうした基礎的なコミュニケーション関係が基盤となって、援助者への興味や共有・共同の行動がスムーズになってくる等、動作法以外の場面での相互交渉の進展に繋がっていったものと推察される。

第Ⅱ期での膝立ちでの落とし腰からの立ち上がり動作課題では、援助を減らしても主体的に腰を動かして直姿勢へ立ち上がることができてきた。この共有体験後には、対象者自ら援助者の手を取り、股関節へ手を当てて、自発的に腰の緊張を訴えてきたり、集団療法の活動を待つ間、援助者の手を取って自分の耳や手に持っていく行動が頻繁にみられてきた。これは、十分なからだのリラクゼーションのもと、自分のからだへの注目が高まり、からだの変化に気づき、援助者との共有を求める表出ではないかと推察される。さらに、膝立ち及び立位姿勢課題では、ことばかけに対して援助者の顔を見て、援助のタイミングに合わせて課題動作を行ったり、意図を共有しながら援助者と一緒に取り組めるようになってきた。こうした動作課題ができたときに褒められることを待つようになる等、援助者との共有・共同動作の関係性の深まりが、設定課題場面の呼名での返事や握手で援助者が手を出したときに応じて対象者も手を出し握る等の動作法場面以外の相互交渉にも影響を及ぼしたものと推察される。

第Ⅲ期の膝立ち及び立位課題では、援助に合わせて動きを止め少しずつ「まげる－止める－伸ばす」動作コントロールができ、援助者の働きかけを受け入れ対応することができるようになってきた。そして、能動的に動かそうという動作努力がみられるようになり、対象者と援助者間で互いの意図を共有し、どちらが主体的となって動かしているのかわからないくらいの一休感を感じるようになってきた。このやりとりの一休感は、鯨岡（1990、1997、1998、2000）

が述べている原初的なコミュニケーションに相当するものと推察される。この基礎的なコミュニケーション関係の深化が、課題設定場面での相手の表情を見た返答や日常生活場面での援助者への主体的な関わりにつながり、双方の意思が分かり合える関係性につながっていったものと推察される。そして、安定して援助者との相互交渉ができてきたと同時に、援助者以外の第三者でも見られるようになってきたり、ことばかけが伝わって行動することに般化していったものと考えられる。

以上のことから、重度・重複障がいのある本事例を通して、動作法による相互交渉の変化と、課題設定場面及び日常生活場面における相互交渉の変化との関連について検討した結果、動作法における相互交渉の進展に伴い、他の場面における相互交渉の進展もみられてきたことから、動作法における相互交渉は、他者との基礎的なコミュニケーション関係を促進するための有効な援助法になり得ることが示唆された。

付記

本論文は2019年心理リハビリテーション学会学術大会において発表したものに加筆・修正したものです。

文献

- 成瀬悟策. (1992). *現代のエスプリ別冊：教育臨床動作法*. 東京：至文堂.
- 九州大学発達臨床心理センター. (2011). *基礎から学ぶ動作訓練*. 京都：ナカニシヤ出版.
- 徳永豊. (2003). 重度・重複障害児のコミュニケーション行動における共同注意の実証的研究. *平成11年～14年度科学研究費補助金成果報告書*.
- 徳永豊. (2000). 肢体不自由を伴う重度・重複障害児の前言語的対人相互交渉に関する研究動向とその課題：実証的研究動向を中心にして. *特殊教育学研究*, **38**, 53-60.
- 特殊教育の改善に関する調査研究会. (1975). 重度・重複障害児に対する学校教育の在り方について. [〈https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/003/gijiroku/05062201/000.pdf〉](https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/003/gijiroku/05062201/000.pdf)
- 鯨岡峻. (1997). *原初的なコミュニケーションの諸相*. 京都：ミネルヴァ書房.
- 鯨岡峻. (1998). 関係発達論と原始的コミュニケーション. *乳幼児医学・心理学研究*, **7**, 11-25.
- 笹川えり子・小田浩伸・井上雅彦・藤田継道. (1996). 母子相互交渉に及ぼす動作法の効果. *兵庫教育大学障害児教育実践研究*, **4**, 23-32.
- 鼻地勝人. (1991). 肢体不自由がもつコミュニケーション問題. *肢体不自由教育*, **102**, 18-23.
- 重橋史朗. (1996). 重度・重複障害児の動作発達援助に関する研究：姿勢の調節と外界受容の視点から. *発達臨床心理学研究*, **2**, 43-53.